

琉球大学学術リポジトリ

起案要旨：満洲関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/37905

矢内原忠雄文庫

史料名	起案要旨 ※満洲関係
封筒番号	411
原文所所藏者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 17 日
撮影者	富士写真フィルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号：411

史料名	起案要旨 ※満洲關係
資料形態	B4和紙／ホチキス
枚 数	15
頁 数	30
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ(cm)	
書誌的事項	満洲
	今泉分類記号：P

起案頃



1 / 10

滿洲國政府ハ本邦ニ於ル労働統制ヲ企畫シ概木其ノ起案ヲ終エタ
ト聞ク。新シク其ノ内容ヲ點檢スル機會ヲ得ナイカ仄聞スルニ労働
統制ノ方法トハ、政府ノ監督下ニ労工協會ナル統制主體ヲ設立シ、
労工協會ハ労働者ニ本邦ニ於ル労働ノ権利ヲ保證スル労働手帳ヲ發
給スルト共ニ、労働者ノ募集供給輸送ノ諸業務ヲ協會ニ統一シ、併
而テ労働者生活ノ保護ノ爲ニ各種ノ事業ヲ實施セントスルカ如クテ
アル。

思フニ本邦ニ於ル労働者ハ永ク中國軍閥ノ苛斂誅求ニ薄遇セラレ
滿洲國建國後モ尙顧ミラレルトコロ薄ク逆境ニ呻吟スルコト久シイ
ノテアルカラ、之カ救濟ニ必要ナル保護事業ヲ實施スルニ就テハ何
人モ異論ヲ挿ム餘地ハナイテアラウ。併シ所謂労働統制トハ統一ア
ル國家目的ノ下ニ組織サレル秩序的ナ労働制度ノ確立テアツテ、單

ナル労働者ノ保護事業又ハ慈善事業ノ如キ社會事業ニ止マルヘキニ
非ルコトハ論ヲ俟タナイ。更ニ亦本邦ニ於ル労働者ノ自然的經濟的
事由ニ基ク移動轉職ハ變轉際限ナキモノカアルカラ、ソノ移動ヲ合
理的ニ管理スル爲ニ労働者ノ募集供給輸送ヲ協會ニ於テ統一セント
スルコトモ有效適切ノ手段タルヲ失ハナイテアラウケレトモ、本來
労働者ノ移動管理ノ如キハ労働統制ノ目的ノ一部テアツテ其ノ全部
テハナイ。斯ク觀シ來ルト今般政府ニ依ツテ起案サレタ『労働統制
ノ手段トハ一ニ懸ツテ労働手帳ノ發給ニ依ル労働者ノ查證ニアルカ
如クテアル。

労働手帳發給ノ實效ニ就テハ概木二ツノ成果ヲ豫想テキル。
一ハ労働手帳ノ發給ニ當リ労働者ヲ查證シテ不良労働者ヲ淘汰シ良
脅ノ労働者ヲ以テ產業ノ基礎ヲ確保スルトイフコト、一ハ労働手帳
發給ノ條件トシテ労働者ヲシテ必要事項ヲ協會ニ登録セシメ、協會

ハ労働者ノ登錄學項ヲ整理編成シテ本邦ニ於ル労働者ノ就労狀態分散狀態等ニ就キ正確且緻密ナル記錄ヲ作成保存スルトイフコト、之

テアル。

併シ先ツ前段ノ事項ニ就テ考究スルニ、労働者ノ查證ノ如キ行爲ハ各雇傭主カ労働者ヲ採用スルニ當ツテ必ス實施スル行爲テアリ、特ニ雇傭主外ノ團体ニ依ツテ労働者ヲ查證シナケレハナラナイトイフ理由ハアリエナイノテアル。況シヤ一般ニ産業ノ好況時ニ當リ労働者ノ需要活潑ニシテ供給之ニ伴ハサル時ハ各雇傭主ハ労働手帳ノ有無ノ奈何ニ拘ラス爭ツテ労働者ヲ採用スルコトヲ餘議ナクセラレ從ツテカカル時代ニ於テハ協會ノ労働者查證ノ奈何ニ拘ラス労働者ノ生活ハ比較的裕福トナリ其ノ質ハ向上スルノカ常テアル。然ルニ逆ニ産業ノ不況時ニ當リ一般ニ事業ヲ收縮シ失業者ノ數力增加スル時ハ、各雇傭主ハ労働手帳ノ有無ノ奈何ニ拘ラス労働者ヲ解雇スル

コトヲ餘議ナクセラレ、又カカル時代ニ於テハ協會ノ労働者查證ノ奈何ニ拘ラス労働者ノ生活ハ概シテ窮迫シソノ質ハ悪化スルノカ常テアル。若シ然リトスレハ労働手帳又ハ労働者查證ノ實效ハ奈邊ニアルノカ、其ノ成果タルヤ甚タ疑ハシイト謂ハサルヲ得ナイ。

畢竟勞工協會設立ノ唯一最後ノ労働統制目的ハ労働登錄ノ整理編成ニ依ルコトハ特ニ言ヲ要シナイトコロテアラウ。即チ本邦政府ニシテ單ナル労働調査又ハ労働登錄ノ爲ニ毎年巨額ノ經費ヲ支出スル準備ヲ有スルナラ、寧口其ノ經費ヲ以テ全滿ニ亘ル徹底的國勢調査ヲ遂行スル方カ更ニ實效アル労働調査ヲ完成シ得ルカラテアル。之ヲ要スルニ労働者保護事業、労働者募集供給事業又ハ労働手帳ノ發給及労働登錄ノ如キ諸事業ハ労働統制ノ手段又ハ前提タルヘキ行爲テアツテ、ソノ目的タルヘキ行爲テハナイノテアル。

晚近資本主義的生産關係ノ發展爛熟ニ伴ツテ歐米列國ハ累加スル勞働問題ノ解決ノ爲ニ、學者政治家社會事業家等ヲ動員シテ喧シク勞働統制問題ヲ論議シ。既ニ成案ヲ得テ其ノ實行ニ移ツタ國モ少クナイ。固ヨリ建國後日淺ク其ノ產業勞働制度ニ於テ列國ト趣キヲ異ニスル本邦ノ勞働問題ヲ歐米列國ト軌ヲ同フシテ論スヘキテハナイ力、列國ノ學者カ其ノ智囊ヲ擁リ、列國ノ政治家カ其ノ運命ヲ賭シ列國ノ社會事業家カ其ノ良心ヲ傾ケテ產褥ノ惱ミヲ苦シミ來ツタ勞働統制問題トハ、今ヤ本邦ニ於テ計畫サレツツアル村役場ノ戸籍役人ノ仕事ヲ眞似タリ、警察官吏ノ仕事ノ片棒ヲ擔イタリスルコトテハナカツタテアテウ。

二 私ハ思フ。統制ハ組織テアル。政治タルト經濟タルトヲ問ハス。

凡テ之ヲ秩序アル組織ニ統一シタモノヲ統制ト謂フ。畢竟勞働統制トハ勞働並ニ勞働者ノ秩序アル組織ニ關スルノテアル。

固ヨリ勞働統制ノ爲ノ勞働者又ハ勞働組織ハ其ノ國々ノ政治的經濟的諸事情ニ依ツテ決セラルヘキテアツテ之ヲ一様ニ解釋スルコトハ出來ナイカ、概ネ勞働者ノ秩序的組織ニニツアル。

一ハ勞働者ヲ主体トスル組織テアリ、他ハ國家ヲ主体トスル組織ナル。勞働者ヲ主体トスル組織トハ勞働組合ノ如ク勞働者カ自己ノ經濟的利益ヲ擁護スル爲ニ自發的ニ團結スル勞働者ノ自治組織テアル。國家ヲ主体トスル組織ハ所謂狹義ノ勞働統制テアツテ、國家力制組織テアル。從ツテ勞働者カ自ラ團結スル勞働者ノ自治組織ニ於テハ、其ノ目的トスル所ハ一ツニ懸ツテ勞働者ノ經濟的利益ノ擁護ニアルカ、國家力強制スル勞働者ノ統制組織ハ、必ラスシモ勞働者

ノ現實ノ利益ノミヲ目的トシテ組織サレルモノテハナイ。固ヨリ國家力統制スル労働者組織ト雖モソノ究極ノ目的トスル所ハ労働者生活ノ精神的物質的向上ニアルカ。國家ハ時トシテ國家又ハ國民全体ノ利益ノ爲ニ、國民ノ一部タル労働者ノ利益ヲ犠牲ニスルコトモアリ得ルテアラウ。併シ階級トシテノ労働者ノ立場ハ問ハス、國民トシテノ労働者ノ立場ニ就テ語ルナラ、労働者ノ精神的及ヒ物質的向上トハ、全体ノ利益ノ爲ニ一部タル自己ノ犠牲ニ忍從スル學テアリ將來ノ利益ノ爲ニ現實ノ代價ノ支拂ニ安ンスルコトテハナカラウカ。私力本邦ニ於ル労働統制ノ主体トシテ提案スル滿洲労働總會トハ國家力窮極ニ於テ労働者生活ノ向上ヲ計ラントスル純粹ノ意圖ト労働者カ當面ノ犠牲ヲ忍ンテ國家ノ建設ニ參加セントスル崇高ナル精神ニ依ツテノミ始メテ可能ナ労働者ノ國家組織ニ外ナラナイ。

滿洲國ハ内ニ蒙昧ノ漢人ヲ國民ノ大多數ニ内包シ、外ニ國是相反

スル社會主義聯邦ト國序混沌タル中國ニ其ノ境ヲ接シ、制度文物漸クソノ緒ニ就クト雖モ尙建國ノ前途ニ幾多ノ困難ナ課題ヲ殘シテキル。從ツテ労働者ノ階級的自治組織ニ於テハ其ノ單純ナ目的ノ故ニ凡ユル國ヲ通シテ單一ノ労働者組織ヲ編成スルコトカ出來ルカ、労働者ノ國家的組織トシテノ本邦労働統制機構ニ於テハ、其ノ複雜ナ目的ノ故ニ本邦カ當面スル現實ノ國情ヲ無視シテ單純ナ組織ニ統一スルコトハ出來ナイノテアル。畢竟本邦ニ於ル労働統制組織ハ、本邦カ當面スル諸課題ヲ解決スル爲ノ諸國策ニ依ツテ其ノ目的ヲ規制サレサルヲ得ナイテアラウ。

本邦ニ於テ本邦ノ労働統制組織ヲ規制スル國家的諸事情ヲ、國防產業、政治ニ區別シテ、兩者ノ關係ヲ觀ルト左ノ如クテアル。

獨り本邦ニ限ラス一綱ニ勞働統制組織カ國防組織ニ貢獻スル所以ハニツアル。一ハ積極的ニ前線ノ行動ヲ支持スル爲ノ勞働及勞働者組織テアツテ、換言スレハ一朝有事ノ際ニ於ル産業ノ確保、勞働ノ補給、軍需品ノ輸送、兵力ノ補充、其ノ他要スレハ戰時ニ於ル勞働及勞働者ノ動員分配ヲ圓滑ニ遂行スル爲ノ勞働統制組織。並ニ平時ニ於ル其ノ準備ト訓練ノ組織ニ歸スル。他ハ消極的ニ前線ノ行動ヲ支持スル爲ノ勞働及勞働者組織テアツテ、換言スレハ平時ニ於テ勞働者ノ生活ヲ安定シ勞働制度ヲ整然タル秩序ニ維持スルト共ニ國內ノ治安ヲ確保シ、有事ノ際ト雖モ後方擾亂ノ憂ヲ根絶シテ前線ノ行動ニ危惧ナカラシムルニ必要ナ勞働及勞働者ノ統制手段ニ歸スル。固ヨリ戰時ニ於ル國防計畫ハ國家ノ機密ニ屬スル學項テアツテ一般ノ關知スル所テハナイカ、本邦ニ於ル勞働統制組織カ本邦力當面ス

ル國際關係ニ基キ國防計畫ノ一端トシテ計畫サレナケレハナラナイコトハ論ヲ俟タナイ所テアラウ。

次ニ勞働統制組織ハ國家力當面スル國防計畫ニ依ツテ規制サレルノミナラス國家ノ恒久的ナ産業計畫ニ依ツテ^モ規制サレル畢竟勞働ハ經濟ノ部分テアル。經濟ナクシテ勞働ハアリ得ナイ從ツテ凡ユル國ニ於ル勞働統制組織ハ正鵠緻密ナル國家統制經濟機構ノ完成ニ俟ツテノミ始メテ可能ナノテアル。若シ國家經濟ニ正確緻密ナル統制旨のナクシテ獨り勞働者ノミテ國家制度ニ隔絶シテ組織スル時ハ、勞働者ハ寧ロ其ノ團結力ヲ利用シテ徒ラニ產業制度ヲ擾亂スル力如キ事態ヲ發生スルコトモ保シ得ナイテアラウ。本邦ニ於ル統制經濟ハ前ニ重要產業統制法ノ發布ヲ見、今亦國策會社ノ設立ヲ見ルナト着着ソノ歩ヲ進メテキルカ、其ノ目的ニ於テ其ノ原則ニ於テ尙不斷ノ動搖ヲ免レサル狀態^ニアル。從ツテ本邦ニ於ル勞働統制組織ハ本邦

統制經濟機構ノ實態ヲ討論シ、其ノ產業計畫ノ進展ニ適合シテ纏集
ソノ廢ヲ得ルカ如ク細心ノ準備ト計畫ノ下ニ編成サレナケレハナラ
ナイ。左ニ勞働統制計畫ヲ規制スル產業計畫ノ諸國聯點ニ就キ其ノ
重要ナルモノヲ列記ヘレハ、1.本邦統制經濟機構ニ適合スルカ如キ
勞働統制組織ノ企畫並ニ實施 2.本邦產業計畫ノ進展ニ相應スル勞
働ノ分配及ヒ勞働者ノ補充 3.熟練工ノ養成並ニ補充 4.計畫的勞働者ノ宣傳煽動ニ依ル產
業破壊ニ對スル組織的防護並ニ勞働者ノ訓練 5.自由勞働者及失業
者要スレハ產業設備軍對策ノ確立及其ノ實施 6.自然的經濟的事由
ニ基ク勞働者ノ移動轉職ヲ防止シテ產業ノ基礎ヲ確保スル爲ノ諸施
設 7.雇傭主及ヒ被傭者ノ協調ニ於テ產業ノ順當ナル發展ヲ期スル
爲ノ諸企畫並ニ其ノ實施 8.產業ノ合理的經營ニ協力スルタメノ勞
働システムノ考案並ニ其ノ實施 9.其ノ他要スレハ產業ト勞働ノ聯

鑑ニ於テ國家ノ產業計畫カ勞働及勞働者ノ組織ニ要請スル一切ノ施
設ヲ算エルコトカ出來ルテアテウ。

以上ハ國家カ勞働及勞働者ヲ統制組織スルコトニ關スル國防上及
ヒ產業上ノ諸要因テアルカ、勞働統制組織ハ上述ノ如キ國家的諸要
因ニ基イテノミ之ヲ組織スヘキテハナイ。固ヨリ國家カ勞働統制ヲ
企畫スルノハソノ國家的必要ニ基クテアラウカ、其ノ反面ニ於テ勞
働者組織本來ノ目的ヲ忘却シテハナラナイテアル。即チ經濟的弱
者トシテノ勞働者ハソノ雇傭及解雇ノ條件又ハ其ノ就勞中ノ待遇ニ
就テ凡ユル不公平ナ契約ヲ以テ經濟的強者ニ忍從スルコトヲ餘儀ナ
クセラレ、終ニ生活ノ窮極ニ達スルヤ勞働者ハ團結シテ自己ノ解放
ヲ要求シ來ツタノガ從來ノ勞働運動ノ歴史テアル。從ツテ國家カ勞
働ヲ統制シテソノ國家目的ヲ達成セントスルナラハ、全時ニ勞働者
ノ現狀要スレハ勞銀、勞働時間、勞働施設、保健、其ノ他ノ待遇ニ

着目シ、労働者カ自ラ團結スル以前ニ國家的創意ニ於テ之ヲ組織シ、ソノ待遇境遇ニ於テ改善スヘキモノハ之ヲ改善シ、清算スヘキモノハ之ヲ清算シ、雇傭主トノ圓滿ナル理解ニ於テ労働者生活ノ向上ヲ計リ其ノ前途ニ光明ヲ約束スヘキテアラ。

最後ニ労働統制ノ政治機構トハ要スルニ上述ノ國家カ企圖スル國家目的ト労働者カ要請スル労働者目的ヲ總括シテ國家的創意ニ於テ勞働及労働者ヲ統制組織スルコトニ外ナラナイ。

思フニ本邦ニ於ル國家目的ハ、建国ノ當初ニ於テ理想的且抽象的ナ建国精神ヲ中外ニ宣揚シタルニ止マリ、其ノ現實的且具体的ナ分析解明ハ今尚行ハレテキナイ。從ツテ或ヒハ王道樂土ト謂ヒ、或ヒハ五族協和ト謂フモ、抑々如何ナル政治機構又ハ如何ナル產業計畫ヲ以テ、其ノ國家目的ヲ達成セントスルノカ。本來、一國ノ政治機構ノ一部分トシテ編成セラルヘキ労働統制組織ノ具体化ノ爲ニハ、尙ソノ前提タル

ヘキ國家窮極ノ目的ノ解明ノ爲ニ尙多クノ研讀ヲ必要トスルテアラウ。更ニ亦本邦ノ労働者ハ多種多様ノ民族ヨリ成リ、然モソノ大部分ヲ占ムル滿漢民族ハ長ク中國軍閥ノ壓政ニ遭遇セラレ、性自ラ功利的且個人主義的ニシテ全体的且國家的觀念ニ乏シク、加フルニ本邦ノ自然的經濟的諸事情ハ労働者ノ不斷ノ移動轉戰ヲ餘儀ナクシ、之ヲ統一シテーノ國家的組織ニ編入スルコトニ就テハ尙多クノ困難ヲ伴フテアラウ。然モソレニモ拘ラス本案ニ於テ労働者ノ國家的統制組織ヲ提案スル所以ハ、外ニ壘々タル社會主義聯邦ノ要塞ト時トシテ政變兵亂ノ治ルコトナキ中國ニ其ノ國境ヲ圍饑セラレル本邦カ、内ニ秩序ナク節度ナキ多數ノ労働者ヲ内包スルコトハ、是ニ國家ノ健全ナル發展ヲ阻害スル所以タルノミナラス、ソノ存立ノ基礎ヲ侵ス所以ナル力故ニテアル。

以下ニ本邦ニ於ル労働統制ノ主体トシテ滿洲労働總會ノ設立ヲ提案

シ、其ノ機構並ニ業務ヲ略言スレハ左ノ如クテアル。

四

本邦ニ於テ就労スル労働者ハ滿洲労働總會之ヲ統制ス。本邦政府ハ建國ノ理想ニ基ク統一國家ヲ建設スル爲ニ、國家發展ノ重要ナル部門タル經濟關係ニ就キ、產業労働ノ有機的關係ニ於テ、國家労働者ニ實施スルヲ要スル一切ノ國策ヲ勞働總會ヲシテ實施セシムル。

労働總會ハ本邦政府ニ依ツテ任命セラレタ會長ノ統率ノ下ニ官民労資ノ代表者ヨリ成ル總會委員會ノ決定ニ基キ、國防、治安、經濟、労働者ノ福祉ニ就テ其ノ目的ヲ遂行スル。

國防ノ爲ノ總會ノ目的トハ、一朝有事ノ時ニ當リ一國ノ生產能力ヲ完全ニ發揮シテ労働ノ分配補充ニ就キ齟齬ナカラシコトヲ期スル爲ノ

平常ノ準備ト訓練ヲ謂フ。治安ノ爲ノ總會ノ目的トハ、外國労働者ヲ同化シ國籍法ノ實施ト相俟ツテ本邦國民タル労働者ヲ育成シ、之ヲ總會力實施スル特定ノ秩序ニ編成シテ有事ハ勿論平時ニアリテモ其ノ背ニ不安ナカテンコトヲ期スル爲ノ組織並ニ施設ヲ謂フ。經濟ノ爲ノ總會ノ目的トハ、本邦統制經濟計畫ノ實施ニ協力スル爲ニ労働及労働者ヲ本邦ノ生產機構ニ相應シテ有機的ニ編成スルト共ニ、產業豫備軍要スレハ日傭労働者雜役労働者失業者其ノ他自由労働者ニ就キ必要ナル施設ヲ實施シテ、労働人口ノ維持、労働者需給ノ調節、罷業又ハ戰時ニ於ル労働補充、労働時間及労働賃銀ノ調節等ニ當ル爲ノ一切ノ事業並ニ施設ヲ謂フ。労働者ノ福祉ノ爲ノ總會ノ目的トハ、労働者ノ教育、生計、保健、失業、其ノ他ニ就キ労働者ノ精神的物質的向上ヲ計ル爲ノ一切ノ事業並ニ施設ヲ謂フ。

労働總會カ其ノ目的ヲ遂行スル爲ニ實施スル業務ハ、労働者ノ統制

組織ト統制事業ニ關スル。労働者ノ統制組織トハ國防、經濟、治安、其ノ他ニ基キ。之ニ適應スル如ク労働者ヲ特定ノ秩序ニ編成スルコトヲ謂フ。労働者ノ統制事業トハ労働者ヲ統制組織シ其ノ福祉ヲ計ル爲ニ總會力實施スル一切ノ事業ヲ謂フ。

總會力實施スル労働者統制組織ノ手段ハ、本邦ニ就勞スル労働者ヲ定職ヲ有スル労働者ト定職ヲ有セサル労働者ニ區別シ、定職ヲ有スル労働者ハ之ヲ保護育成シテ逐次總會會員トシテ總會ノ機構ニ編入シ定職ヲ有セサル労働者ハ之ヲ保護育成シテ逐次總會會員ニ編入スル。労働者組織ノ機構ハ諸般ノ國家的要請ヲ考量シテ編成スヘキテアルカ、本案ニ於テハ會員タル労働者ハ其ノ就勞スル經營又ハ特定ノ地域的別總會分會ニ編成シテ之ヲ一統制單位トスルト共ニ、會員ニ非ル労働者ハ其ノ最モ集散スル箇所ニ總會事務所ヲ設立シ之ヲ一統制單位トシテ、職業紹介所、労働者收容所、労働市場、苦力頭、客棧等ニ付キ労働者ヲ編成スル。總

會分會ハ概本雇傭主ヲ分會長トスル家族的ナ共濟團体タル工場委員會類似ノ組織テアル。各統制單位ハ該單位カ存在スル地域ヲ管轄スル總會支部ニ於テ之ヲ統轄シ、總會支部ハ總會本部ニ於テ之ヲ統轄スル。(別綴總會規約案統制組織編参照)

總會力實施スル労働者ノ統制事業トハ國防、產業其ノ他ノ國家計畫並ニ總會ノ労働統制一般ニ關スル資料編成ノ爲ノ労働登錄事業、労働者ヲ查證シ其ノ質的向上ヲ計リ併而テ總會ノ統制力ヲ強化スル爲ノ労働證明書發行事業、労働人口ヲ維持シ労働者ノ移動ヲ管理スル爲ノ労働者募集供給事業及労働市場管理事業、労働者生活ノ共益救濟ヲ計リソノ向上ヲ期スル爲ノ各種保護事業、労働者ノ國家觀念ヲ涵養シ、本邦產業計畫ノ發展ニ適應スルト共ニ一般ニ労働者ノ技術的水準ヲ高メル爲ノ各種教育事業、產業ノ合理的經營ニ資スル爲ノ労働制度ノ指導ニ關スル事業、労働爭議ノ防止又ハ調停ニ關スル事業等ヲ舉ケルコトカ出來ルテアラウ。(別綴總會規約案統制事業編参照)

之ヲ要スルニ滿洲労働總會ハ本邦政府ノ任命ニ關ル會長並ニ委員ニ依ツテ統轄セラレル國家機關ニシテ、且労働者ヲ會員トスル一種ノ労働團體テアル。固ヨリ本邦労働者ノ自然的且經濟的事由ニ基ク移動轉職ノ煩繁ナル所以ヤ。其ノ天性的且文化的學由ニ基ク團結心ノ稀薄ナル所以、並ニ本機構力獨リ労働者ニ限ラス企業主及雇傭主ヲモ一括セントスルカ如キ諸事情ハ、本統制機關ノ設立並ニ運用ニ就キ幾多ノ困難ナ課題ヲ保留スルテアラウ。併シ大正ノ初期吾國勞働運動ノ創蒙時代、吾國ノ官業諸企業ハ遼早ク經營主ノ創意ニ於テ使用労働者ヲ各種ノ工場委員會ニ編成シタモノニアツタガ一般ノ私營諸企業ハ之ヲ其ノ自然ノ推移ニ放任シタ爲ニ、爾來數年世界的恐慌カ吾國ノ經濟界ヲ席捲スルヤ、自然的推移ニ放任セラレタ一般労働者ハ自ラ各種ノ労働組合ニ團結シテ自己ノ解放ヲ要求シ混沌タル労働爭議ノ渦巻ヲ見ルニ至ツタノテアル。然ルニ經營主ノ創意ニ於テ労働者ヲ統制組織シ或ヒヘ共濟事業ノ形態ニ於テ或ヒハ工場委員會ノ形態ニ於テ勞資ノ意志ノ疏通ヲ計リツツアツタ官業諸企業ニ於テハ、克ク労働組合ノ侵入ヲ防遏シ、獨リ労働運動ノ境外ニ其ノ平和ト秩序ヲ確保スルコトガ出來タノテアル。

思フニ近代國家カ敵國ト畢ラ構エントスルヤ、先ツ相手國ノ經濟的弱者即チ労働者ヲ宣傳煽動シテ之ヲ組織シ、以テ敵國ノ後方ヲ擾亂セントスルノカ其ノ常套手段テアル。此處ニ於テカ最後ニ再言セサルヲ得ナイノテアル。統制ハ組織テアル。組織ハ武器テアル。敵之ヲ握レハ己ヲ傷付ケ、自ラ之ヲ握レハ敵ヲ傷付ケルノテアル。組織ハ團結テアル。團結ハ經濟的弱者カ常ニ選フ自然ノ趨勢テアル。自ラ之ヲ團結セサレハ他カ必ス之ヲ團結セシムルテアラウ。寧ロ如カヌ、與フルモ

ノハ興エ。享クモノハ之ヲ享ケテ。國家ノ創意ニ於テ労働者ヲ統制組織シ、ソノ大綱ハ國家ニ於テ把握セシコトヲ。

昭和十二年十一月二十六日

於大東公司

清

野

剛

尙別續滿洲労働總會規約案ハ總會ニ歸スル説明ヲ眼目トシテ條文ノ形式ヲ籍シテ之ヲ編纂シタモノニ遇キナイカラ。之ヲ規約トシテ實施スル爲ニハ必要ナル加除添削ヲ加工ル要力アルテアラウ。

更ニ亦全規約案ノ二三ノ條文ニ就テ屢々法令第 號第 條ニ依ルト謂フ説明ヲ用ヒテキルカ。該條文力準據スヘキ法令ソノモノヲ省略シテキルト共ニソノ設立ニ要スル基金、資產經營ニ於ル收支計算ノ如キハ何一つ明示シテキナイ。固ヨリ労働總會ノ設立及經營ハ労働統制法トモ稱スヘキ法則ノ強制ニ俟ツテノミ始メテ可能テアリ。且ソノ設立及經營ニ關スル會計關係ノ如キモ明細ニ分柝スヘキテアラウ。右ハ改メテ補足スル所存デアルカ。左ニ労働總會ノ設立ニ就キ必要トスル法令ノ輪廓ノミヲ掲ケテ置ク

本案ニ依ル勞働統制ニ關シ發布ヲ要スル法令

一、滿洲勞働總會ノ設立ニ關スル勅令

二、統制機構ニ關スル法令

1、滿洲勞働總會設立要旨

(起案要旨並ニ總會規約案第三條第四條參照)

2、總會會員ニ關スル規定

(全規約案自第五條至第十二條參照)

3、役員及役員會ニ關スル規定

(全規約案自第十七條至第三十二條ノ三參照)

4、滿洲勞働總會ノ機構ニ關スル規定

(全規約案自第三十三條至第四十六條ノ二及自第五十六條至第七十一條參照)

12

イ總會本部

ロ總會支部

ハ總會分會

三、滿洲勞働總會ノ資產ニ關スル法令

1、會費ニ關スル規定

(全規約案第四十八條第四十九條參照)

2、維持費ニ關スル規定

(全規約案第五十條參照)

3、勞働票發給手數料ニ關スル規定

(全規約案第五十一條參照)

四、勞働統制法

1、統制法ノ適用ヲ受クル地域ニ關スル規定

2、統制法ニ謂フ勞働者ノ意義ニ關スル規定

(總會規約案第四條ノ二参照)

イ就業労働者(全規約案第六條第三項第五十四條第五十五條
参照)

ロ自由労働者(全規約案第七十二條参照)

ハ外國労働者(全規約案第八十四條参照)

3. 労働登録並ニ労働證明書ニ關スル規定

イ本邦ニ於テ就労スル労働者ハ労働總會ニ必要事項ヲ登錄シ
労働證明書ノ發給ヲ受クルヲ要ストナス規定

ロ滿洲労働總會カ發給スル労働證明書ヲ所持セサル労働者ハ
本邦ニ於テ就労スルコトヲ得ストナス規定

ハ労働登録事項、登錄ノ有效期間、登錄ノ更改ニ關スル規定
(全規約案第九十條及自第九十三條至第九十五條参照)

ニ労働證明書ノ記載事項、效用、再發給、停止又ハ取消ニ關
スル規定

(全規約案自第百二條至第百十條参照)

4. 労働者ノ募集供給ニ關スル規定
(全規約案第百十八條参照)

5. 職業紹介又ハ之ニ類似スル業務ヲ労働總會ニ統一スルニ必要ナ
ル規定

6. 其ノ他労働總會ニ依ル労働統制ニ就キ必要トスル法令
五 本令ニ違反シタル場合ノ罰則

